

中間指針第二次追補の第2の1(1)所定の第3期の精神的損害のうち帰還困難区域の600万円は、避難指示区域の見直しの時からの月額10万円の5年間分であって、富岡町については平成25年4月から平成30年3月までの分に当たる(平成25年3月分までの月額10万円は第2期の賠償金である。)と解された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 精神的損害(ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る)
(期間 自 平成29年6月1日
至 平成30年3月31日)

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1,000,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

また、申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月14日

(仲介委員 篠崎正巳)